

情報通信法学研究会 メディア法分科会(令和3年度第2回)

プラットフォーム時代における著作権法制の限界とその克服への模索 ーオーストラリアにおけるニュース・メディア交渉法成立が示唆するものー

木下昌彦 (神戸大学大学院法学研究科)

本日の報告の内容

木下昌彦「デジタル・メディア・プラットフォームの憲法理論」
情報法制研究第9号16頁（2021年）の補論

https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/9/0/9_16/article/-char/ja

をもとに、その後、出版された下記の論文等を参考に組み立てた。

- Karen Lee & Sacha Molitorisz, The Australian News Media Bargaining Code: Lessons for the UK, EU, and beyond, 13 J. Media L. 36 (2021)
- Martin Moore & Damian Tambini, Regulating Big Tech (2022)

報告者の最近の編著
知的財産法制と憲法的価値（有斐閣，2022年）



本日の予定

プラットフォームと著作権

ニューメディア取引法の解説

日本における法改正の提案

主権者厚生と経済構造

- 民主主義の存立や国民の自由の保障にとって不可欠の役割を果たす法律は、国家の統治構造を規律する法律に限定されない。
- 私人間の関係や私人の活動の在り方は、国民の自由の実質的内容、民主的政治過程にも波及的に影響する。
- 経済的支配力の政治的影響力への転化、“money to get the power, power to keep the money” (メティチ)。
- 経済的支配力の集中は、消費者厚生だけでなく、国民が主権者として、自由と民主主義を享受する「主権者厚生」をも害する。
- 「主権者厚生」を最適化するための経済構造とそれを実現するための法制度が要請される。

- 小売市場事件（最大判昭和47年11月22日）

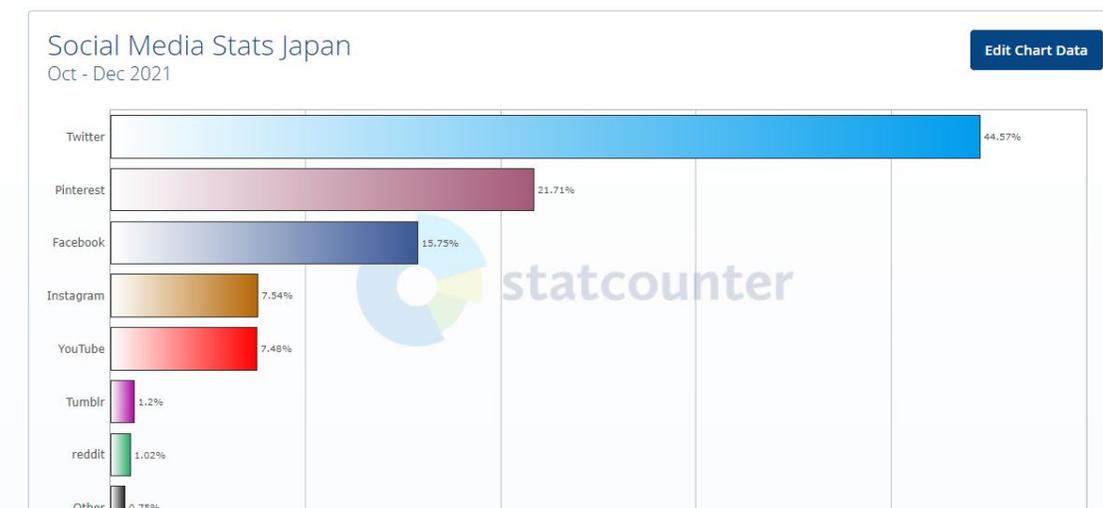
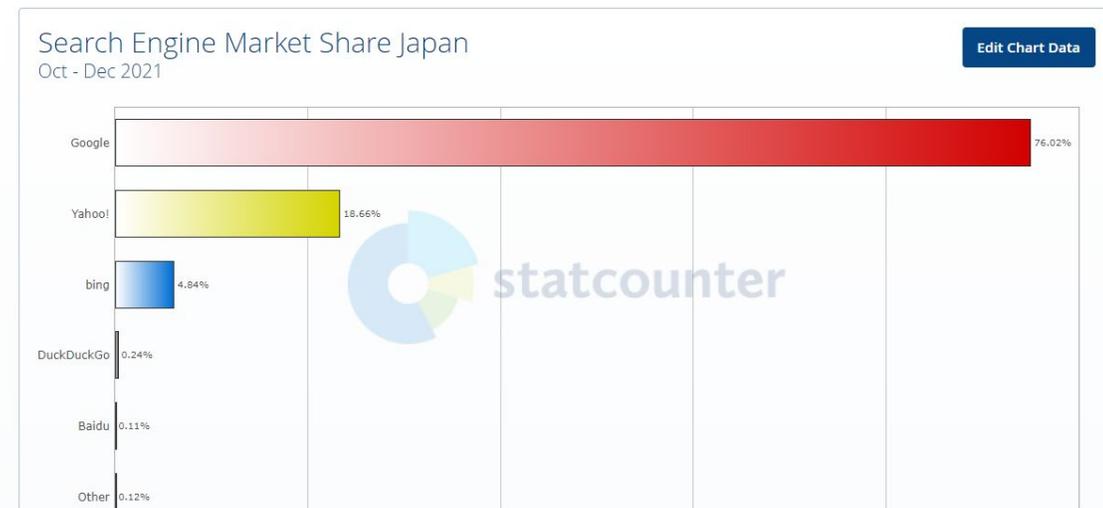
「**憲法は、全体として、福祉国家的理想のもとに、社会経済の均衡のとれた調和的發展を企図**しており、その見地から、すべての国民にいわゆる生存権を保障し、その一環として、国民の勤労権を保障する等、**経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請**している」

- 独占禁止法（日本の民主化は経済秩序の民主化と不可分一体）

第1条

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、**国民経済の民主的で健全な発達を促進**することを目的とする。

寡占化するプラットフォーム事業



<https://gs.statcounter.com/>

デジタル・プラットフォームの収益拡大と既存メディアの苦境

時事ドットコムニュース > 国際 > 米グーグル、売上高・純利益が最高 コロナ禍で広告伸長一7~9...

Twitter
Facebook
B!
コメント
小
中
大

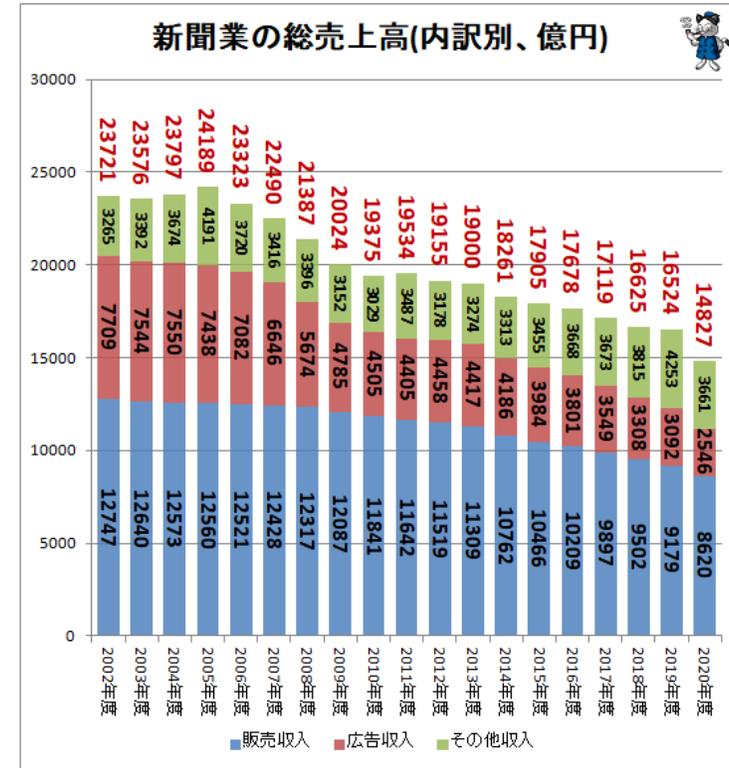
米グーグル、売上高・純利益が最高 コロナ禍で広告伸長一7~9月期

2021年10月27日08時15分



米グーグルの親会社アルファベットのピチャイ最高経営責任者= 8月25日、ワシントン (EPA時事)

【シリコンバレー時事】米IT大手グーグルの親会社アルファベットが26日発表した2021年7~9月期売上高は前年同期比41%増の651億1800万ドル(約7兆4300億円)で、2四半期連続で過去最高を更新した。新型コロナウイルス禍の長期化で在宅勤務や電子商取引(EC)などオンラインの活動が続き、広告が伸長した。



↑ 新聞業の総売上高(内訳別、億円)

<http://www.garbagenews.net/archives/1983016.html>より

元データは、

<https://www.pressnet.or.jp/data/finance/finance01.php>

プラットフォームと著作権

Google

メディア取引法

Q All News Shopping Images Maps More Tools

About 125,000,000 results (0.50 seconds)

豪州の「メディア取引法」が成立... グーグルやフェイスブックにニュースメディアへの支払いを義務付け

1. オーストラリア政府は、物議を醸している「メディア取引法」に署名し、成立させた。

2. この法律は、テック企業にニュースパブリッシャーへの支払いを義務付けるものだが、フェイスブックやグーグルによる抗議を受けて内容が修正された。



More items... • Feb 26, 2021

<https://www.businessinsider.jp/post-230329> :
豪州の「メディア取引法」が成立...グーグルやフェイスブックに ...

About featured snippets • Feedback

<https://newspicks.com/news> · Translate this page :
豪州の「メディア取引法」が成立グーグルやフェイスブックに ...

オーストラリア政府は、物議を醸している「メディア取引法」に署名し、成立させた。・この法律は、テック企業にニュースパブリッシャーへの支払いを義務付けるもの ...

<https://business.nikkei.com/bangkok> · Translate this page :
オーストラリア、メディア取引法が成立 - 日経ビジネス電子版

オーストラリア、メディア取引法が成立。2021.2.26.ロイターの報道によれば、オーストラリアの議会は2月25日、米グーグルや米フェイスブックがメディア企業に ...

- 検索結果は、通常、ハイパーリンクと共に、①表題、②URL、③抜粋（スニペット）、④サムネイル画像等が表示される。
- ①表題、③抜粋（スニペット）、④サムネイル画像の表示については、形式的には、公衆送信権侵害に該当し得る。

プラットフォームと著作権（1）

（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）

第47条の5 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者…は、公衆への提供等…が行われた著作物…について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用…を行うことができる。ただし、当該公衆提供等著作物に係る公衆への提供等が著作権を侵害するものであること…を知りながら当該**軽微利用**を行う場合その他当該公衆提供等著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

① 電子計算機を用いて、検索により求める情報…が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号…その他の検索情報の特定又は所在に関する**情報を検索し、及びその結果を提供すること。**

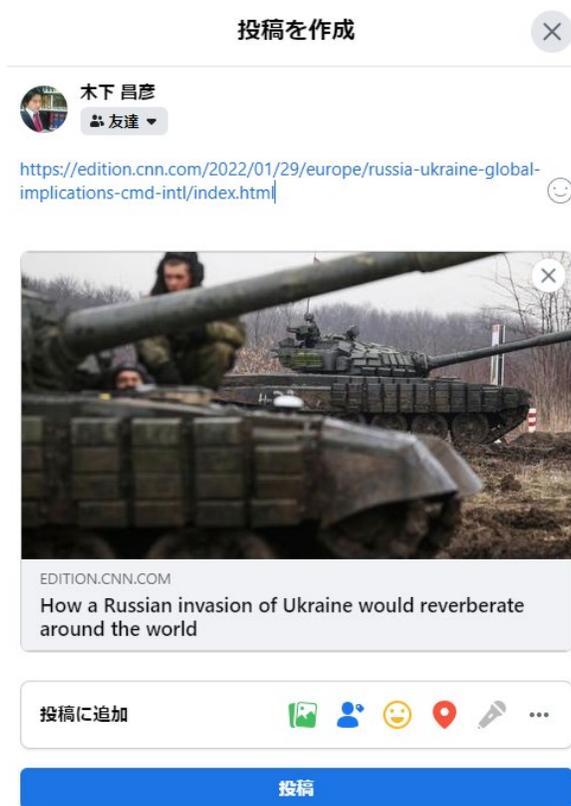
② 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。

③ 前2号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの

■ 趣旨（文化庁長官官房著作権課「平成30年著作権法改正の概要」L&T81号47頁, 52頁より）

「これらのサービスは、電子計算機による情報処理により新たな知見または情報を提供することには社会的意義が認められる一方で、著作物の利用の程度を軽微なものにとどめれば、基本的に著作権者が当該著作物を通じて対価の獲得を期待している本来的な販売市場等に影響を与えず、ライセンス使用料に係る不利益についても、その度合いは小さなものにとどまること等を踏まえ、権利制限の対象とすることが妥当なものと考えられる」

プラットフォームと著作権（2）



FacebookやTwitter上の投稿についても著作権法上引用の要件を充たさず侵害となる投稿が多数存在する。

- アメリカ：DMCA法（1998年）

→ ノーティス&テイクダウン手続によるプロバイダーの免責（著作権に限定）

- 日本：プロバイダ責任制限法（2001年）

→ 「知っていたとき」「知ることができたと認めるとき」以外は損害賠償責任を負わない（削除義務のみ）（名誉毀損等も含む）

Google、Facebook、Twitter等のデジタル・プラットフォームは、著作権との関係で特別な地位をもつ（プライバシーとの関係でも。Cf 検索結果削除事件）。

特別な地位は情報流通を促進させるうえで重要な機能をもつ（コンテンツ作成者自身にとっても重要）。

しかし、情報流通から得られる利益は適切に分配されているか？

プラットフォームと著作権（3）



- ラナ・フォーラーハー（長谷川圭訳）『邪悪に堕ちたGAFA』（2020年，日経BP188頁）

「ユーザーがつくる無料のデータとコンテンツこそが、プラットフォーム企業の生命線であり、活動の基盤だ。ビッグテックにとっては、ツイートの、「いいね」の、（グーグルやアマゾンでは）検索のすべてが、資源なのである。ユーザーやコンテンツ制作者や開発者にまったく利点がないと言いたいのではない。ただ、彼らの得るものに比べて、プラットフォームが手に入れる利益のほうが圧倒的に大きいのである。ゼネラルモーターズやフォードが労働賃金以外に何も支払わないと想像してみよう。」

基本的問題意識

- デジタル・プラットフォームはそれ自体としてコンテンツを作成しておらず、あくまで媒体であって、コンテンツを作成してきたメディアの衰退は、思想の自由市場と民主主義の衰退へと繋がる（検索数・アクセス数だけを稼ぐメディアのみが生き残るのも問題）。
- しかし、そもそもデジタル・プラットフォームの隆盛と既存メディアの苦境は、単純に自由競争の結果として捉えることはできない。
- デジタル・プラットフォーム事業者と著作権者の利益の分配は、法制度に依存する（ルールを変える余地がある）。
- オンラインにおける情報の自由な流通を促進するために、著作権の制限は必要。
- しかし、同時に、情報の自由な流通によって得られる利益がデジタル・プラットフォーム事業者に集中し、その利益が著作権者や出版者に還元されないのも問題ではないか。
- 民主主義にとって不可欠であるメディアの多様性と持続可能性を実現できるような法制度に変革する必要がある。

欧州におけるニューメディアとGOOGLEとの対立

- 2013年 ドイツ著作権法改正（87f, 87g, 87h）

報道出版者に対し、営利の検索エンジンにおける抜粋に対する排他的権利と相当な利益配当請求権を創設（1年間の権利）

→Googleは、無償での記事の提供に合意しない限り、Googleニュースから出版社のニュース記事を排除する方針を表明

- 2014年 スペイン著作権法改正（32条）

報道出版者に対し、スニペットの使用やリンクの貼り付けに対する譲渡不可能な権利を賦与（スニペットの使用やリンクの貼り付けには必ず対価を支払う必要がある）

→Googleは、スペインでのニュース配信サービスを取りやめ

著作権隣接権：著作者の権利ではなく、情報媒介者のための権利。著作物以外にも発生（著作権法89条以下）

- 2019年 EU著作権指令（15条）

<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj>

締約国に、報道出版者に対し、information society service providers上での出版物の利用に対する権利の賦与を求める（リンクには適用されない）（2年の権利）（著作隣接権）

→権利を与えても、ドイツやスペインの例のように、出版者はGoogleから排除された場合には生きていけないので、結局、無償でコンテンツを提供せざるを得ないのではないか。

→競争法的統制が必要

- 2020年 フランス競争委員会決定

Googleは報道出版者との間で利用料の支払いについて不公正な交渉を行っているとして認定、誠実な交渉をGoogleに命じる。

ニューメディア取引法導入の背景①

2019年7月 オーストラリア競争消費者委員会
(Australian Competition and Consumer
Commission, ACCC)が、**Digital Platforms
InquiryのFinal Report**を公表

2020年12月 「ニューメディアとデジタルプラットフォーム
間での強制取引法」案が議会に提出

2021年1月 GoogleとFacebookの反発

2021年2月 法案が修正された後、議会で可決成立

2022年2月～ 法の実効性についての調査（1年程
度）

Digital Platforms Inquiry, Final Report

[https://www.accc.gov.au/publications/digital-
platforms-inquiry-final-report](https://www.accc.gov.au/publications/digital-platforms-inquiry-final-report)

- 600頁に及ぶ膨大なもの
- プラットフォームの活動、伝統的メディアへの影響について詳細に記述（プラットフォーム研究としても重要な業績）
- 23の具体的な政策提案を提示

ニュースメディア取引法の背景②

2019年7月 オーストラリア競争消費者委員会 (Australian Competition and Consumer Commission, ACCC)が、Digital Platforms Inquiryの Final Reportを公表

2020年12月 「ニュースメディアとデジタルプラットフォーム間の強制的交渉法」案が議会に提出

2021年1月 GoogleとFacebookの反発

2021年2月 法案が修正された後、議会で可決成立

2022年2月～ 法の実効性についての調査（1年程度）

Treasury Laws Amendment (News Media and Digital Platforms Mandatory Bargaining Code) Bill

<https://www.accc.gov.au/focus-areas/digital-platforms/news-media-bargaining-code>

<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021A00021>

- ニュース・メディアとプラットフォーム間の自由な交渉に委ねるのではなく、公権力が強制的に交渉に介入する仕組みを採用
- 著作権法上・憲法上の論点については、議会事務局が作成したBills Digestに詳細に記述

https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bI_d=r6652

ニューメディア取引法の背景③

2019年7月 オーストラリア競争消費者委員会
(Australian Competition and Consumer
Commission, ACCC)が、Digital Platforms
InquiryのFinal Reportを公表

2020年12月 「ニューメディアとデジタルプラットフォーム
間での強制的交渉法」案が議会に提出

2021年1月 **GoogleとFacebookの反発**

2021年2月 法案が修正された後、議会で可決成立

2022年2月～ 法の実効性についての調査（1年程
度）

GoogleとFacebookの反発

- 1月21日、Googleがオーストラリア内でGoogle検索の利用を不可とする可能性を示唆
- 2月18日、Facebookが、プラットフォーム上で、オーストラリアにおけるニューメディアの投稿・共有・閲覧を禁止。コンテンツを閲覧できなくした。コロナ関連の政府機関のページも一時閲覧できなくなった。
- オーストラリア政府は、強制的仲裁に入る前に2か月の当事者間の交渉期間を設けるよう法案を修正
- Facebookは、閲覧制限等を撤回

ニューズメディア取引法の概要①（指定デジタル・プラットフォームサービス）

52E Minister may make designation determination

(1) The Minister may, by legislative instrument, make a determination that:

(a) specifies one or more services covered by subsection (2) in relation to a corporation as *designated digital platform services* of the corporation; and

(b) specifies the corporation as a *designated digital platform corporation*.

(3) In making the determination, the Minister must consider:

(a) whether there is a **significant bargaining power imbalance** between Australian news businesses and the group comprised of the corporation and all of its related bodies corporate; and

(b) whether that group has made a **significant contribution** to the sustainability of the Australian news industry through agreements relating to news content of Australian news businesses (including agreements to remunerate those businesses for their news content).

- 担当大臣（財務大臣）が、特定の会社若しくはサービスを、指定デジタルプラットフォーム会社・指定デジタルプラットフォームサービスとして指定
- 指定の際には、①交渉力の格差と②ニュース産業の持続性への貢献度が主としてが考慮される。
- 基本的には、GoogleやFacebookのような規模の会社が対象
- 指定デジタルプラットフォーム会社に関連する会社・指定デジタルプラットフォームサービスを行う会社は、責任デジタルプラットフォーム会社として、本法の規制対象（52A）

ニュースメディア取引法の概要②（登録ニュース事業者）

52G Registration of news business and news business corporation

(1) If the ACMA considers that the requirement in subsection (2) is met, the ACMA must:

(c) endorse the applicant corporation as the registered news business corporation for the news business.

(2) The requirement in this subsection is met if:

(a) the application is in accordance with subsection 52F(2); and

(b) if the news business is not already a registered news business—none of the news sources set out in the application in accordance with paragraph 52F(2)(b) form part of another news business that is a registered news business; and

(c) if the news business is not already a registered news business— all of the following requirements are met in relation to the news business

(i) the requirement in subsection 52N(1) (the content test);

(ii) the requirement in subsection 52O(1) (the Australian audience test);

(iii) the requirement in subsection 52P(1) (the professional standards test); and

- ニュース・メディアは、オーストラリア通信メディア庁に申請し、登録ニュース事業者ないし登録ニュース会社として登録を受ける。
- この登録を受けるためには、①当該事業がニュース・コンテンツの配信を目的としていること、②そのコンテンツがオーストラリアの閲覧者の関心のある内容になっていること、③オーストラリア新聞評議会行為準則などの準則に従うことなどの要件を満たす必要がある。
- 要件を充たされない場合には、登録が取り消される可能性がある。
- 現時点で、登録済のメディアについては下記のサイトにおいて閲覧可能

<https://www.acma.gov.au/register-eligible-news-businesses>

ニュースメディア取引法の概要①（責任デジタルプラットフォームの義務）

■ Subdivision B—The minimum standards

52R Giving list and explanation of data provided to registered news businesses

52S Change to algorithm to bring about identified alteration to distribution of content with significant effect on referral traffic

■ Division 5—Non-differentiation

52ZC Digital service to be supplied without differentiating in relation to registered news businesses

- 責任デジタルプラットフォーム会社は、登録ニュースメディアに対し、アルゴリズムやその変更等の説明義務を負い、登録ニュースメディアを差別的に扱ってはならない義務を負う。

強制的仲裁手続の内容

登録ニュース事業者から責任デジタルプラットフォームへの交渉要求通知



登録ニュース事業者への誠実交渉義務

3か月以内に不合意

調停手続に付託

調整手続が不成功

仲裁パネルに強制付託



利用報酬についての最終決定

- 調停官は、ACMA（Australian Communications and Media Authority）が任命
- 仲裁パネルは、3人で構成。仲裁官の選任について当事者間で合意に至らなかった場合には、ACMAが任命
- 仲裁パネルの最終決定権は当事者を拘束し、利用報酬の支払義務は、民事裁判において執行可能

利用報酬の決定要素

52B Making content available

- (1) For the purposes of this Part, a **service makes content available** if:
- (a) the content **is reproduced** on the service, or is otherwise **placed** on the service; or
 - (b) **a link to the content** is provided on the service; or
 - (c) an **extract** of the content is provided on the service.

52ZZ Matters to consider in arbitration, etc.

- (1) In making a determination under subsection 52ZX(1) (including in complying with subsections 52ZX(7), (8) and (9)), the panel must consider the following matters:
- (a) the benefit (whether monetary or otherwise) of the registered news business' covered news content to the designated digital platform service;
 - (b) **the benefit** (whether monetary or otherwise) to the registered news business of the designated digital platform **service making available** the registered news business' covered news content;
 - (c) the reasonable cost to the registered news business of producing covered news content;
 - (ca) the reasonable cost to the designated digital platform service of making available covered news content in Australia;
 - (d) whether a particular remuneration amount would place an undue burden on the commercial interests of the designated digital platform service.
- (2) In considering the matters set out in subsection (1), the panel must consider the bargaining power imbalance between Australian news businesses and the designated digital platform corporation.

- コンテンツの複製 (reproduce)、配置 (place)、リンク (link)、抜粋 (extract) が「コンテンツを利用可能にさせるサービス」 (**service makes content available**) に該当
- 責任デジタルプラットフォームは、複製、配置、リンク、抜粋の全てについて対価を支払う必要がある。

- ➡ オーストラリアの著作権法において、リンクや抜粋に対して報道出版者が権利をそもそも持っているのか不明確
- ➡ ドイツやスペインで実施されたように、著作権法において報道出版者の実体的権利（著作隣接権）を明確に定めていたほうがよいのではないかと
いう議論

ニュースメディア取引法成立後の状況

- 法案の成立前後において、GoogleとFacebookは、オーストラリアの各メディアと契約を締結
- Googleは、オーストラリアにおいて、メディアと契約のうえ、Google News Showcaseサービスを開始
- FacebookもNews Tabサービスを開始
- GoogleやFacebookが、メディアとの契約に前向きになったこともあり、オーストラリア政府は、現時点においていかなるサービスも指定デジタルプラットフォームに指定していない。→現時点においてニュースメディア取引法の適用はなし
- ABC（オーストラリア放送協会）は、GoogleやFacebookと契約後、地方において、50人のジャーナリストを新たに雇用したとの報道
- 交渉が法の外で行われているため、地方の小規模のメディアとの間で適切な取引がなされているのかは不透明（結局、巨大メディアのみが利益を得ているのではという批判）

ABC to hire over 50 regional journalists across more than 20 'news desert' locations after Facebook, Google deal

Posted Fri 3 Dec 2021 at 7:15pm, updated Fri 3 Dec 2021 at 7:32pm



<https://www.abc.net.au/news/2021-12-03/abc-to-add-more-than-50-journalists-in-regional-australia/100673862>

オーストラリアのニュースメディア取引法を日本に移入する場合の課題 (実体的権利との関係)

■ 報道出版者の権利の拡充

報道出版者が、デジタルプラットフォーム事業者に、リンクやスニペット表記について一定期間、排他性を有しない著作隣接権的な権利を有するよう改正する必要がある。

(EUのようにスニペット表記等に限定するか、スペインのようにリンクにまで権利を認めるか)

■ 著作権法47条の5の改正

検索サービスについての権利制限規定の見直し

■ プロバイダ責任制限法3条の改正

現時点で、プロバイダーは報道出版者の著作物の無断転載について損害賠償責任を負っていないが、免責されるとしても、指定された巨大デジタルプラットフォームについては、報道出版者に補償金を支払い制度が必要なのではないか。

- 著作権法の見直しについては、差し当たり、あくまで、報道出版者とデジタルプラットフォーム事業者の間での権利義務関係の見直しに留めるべき。

- 報道出版者については、民主主義・表現の自由との関係で特別に保護する必要性が高いことを根拠とする。

➡ただし、実体的権利を定めても、報道出版者とデジタルプラットフォーム事業者の間では交渉力に大きな差があるので、同時に、競争法的な規律が必要

➡報道出版者の範囲については様々な制度設計があり得る。オーストラリアのように登録制にするという制度もあるし、実体的要件によって定めるという方法もある。

→著作権法41条（時事報道に関する権利制限規定）

オーストラリアのニュースメディア取引法を日本に移入する場合の課題 (憲法との関係)

■ 憲法84条の租税では？

旭川健康保険料事件（最大判平成18年3月1日）

「国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法84条に規定する租税に当たる」

➡利用の対価として報酬支払義務を定める場合には租税には該当しない。

しかし、対価の決定方法は明確にする必要があるだろう。

■ 憲法29条3項の収用では？

最大判昭和28年12月23日

「憲法29条3項にいうところの財産権を公共の用に供する場合の正当な補償とは、その当時の経済状態において成立することを考えられる価格に基き、合理的に算出された相当な額をいうのであつて、必しも常にかかる価格と完全に一致することを要するものでない」

報酬支払義務が利用との関係で不合理でない限りは、憲法29条3項に違反することはないだろう。

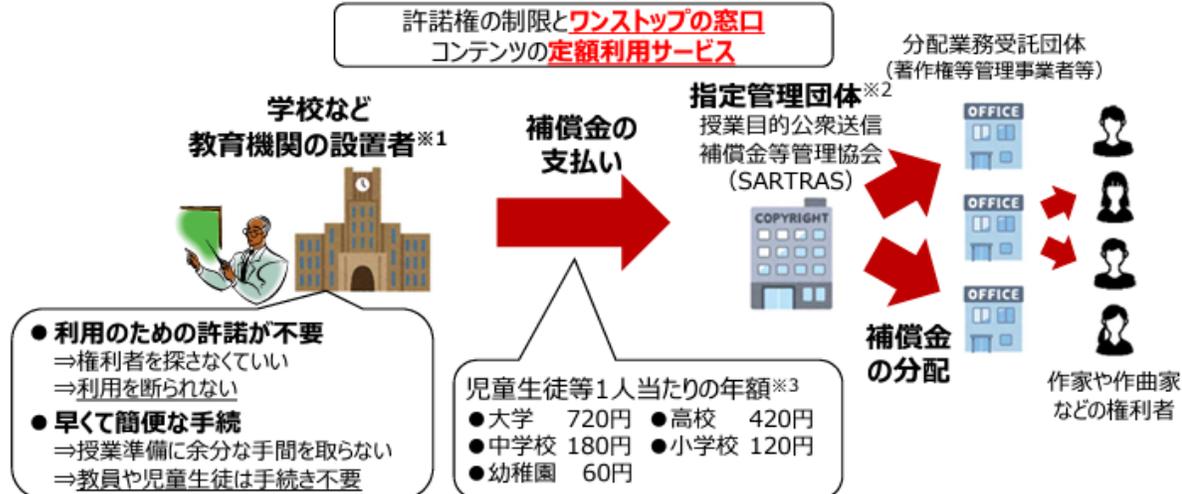
日本における制度の模索

授業目的公衆送信補償金制度（著作権法35条） 類似の制度を応用できないか？

授業目的公衆送信補償金制度の概要



- あらゆる種類の著作物利用についてワンストップの指定管理団体を通じ権利の**一括処理**が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、**教育などの未来への投資**に生かす。
- 一方、作家や作曲家など**クリエイターへの対価還元**により次なる創作を促す。



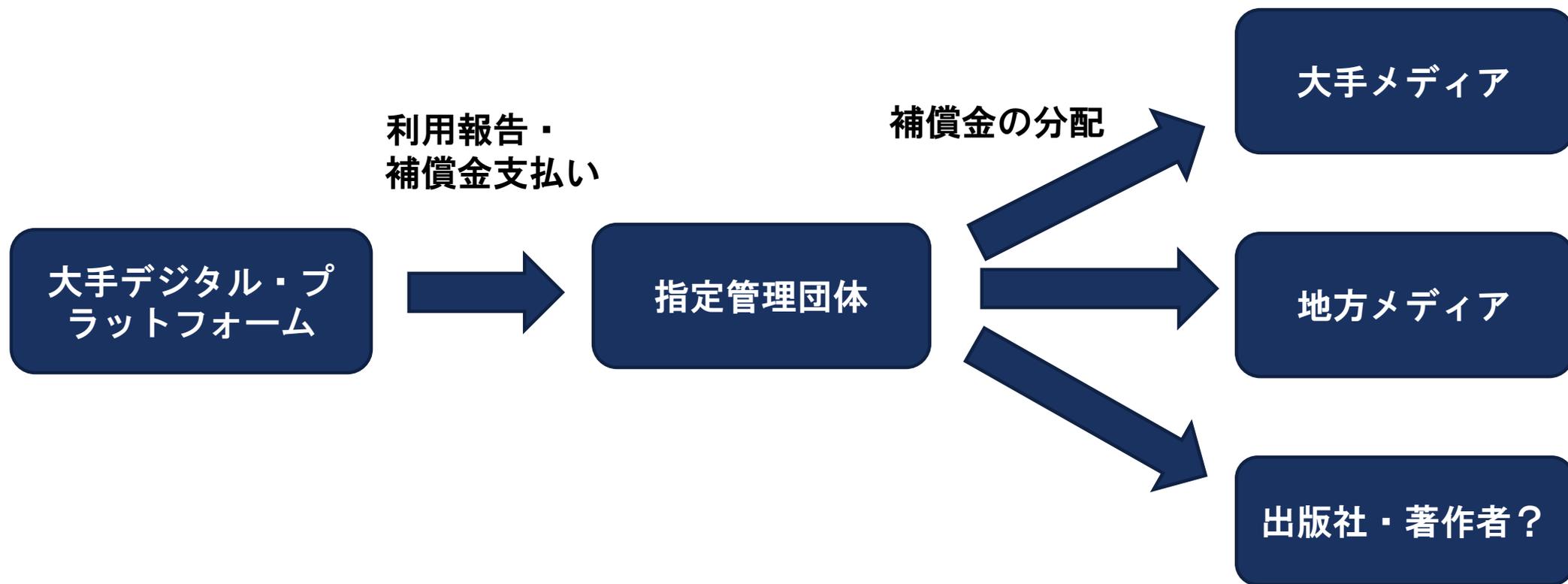
(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)
※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。 ※3：学校種別の詳細な補償金額は補償金規程を参照。学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。

1

- 2018年の著作権法改正により、学校等の教育機関において、授業の過程で必要かつ適切な範囲で、著作権者の許諾を受けることなく、無償で著作物をオンラインにより提供できるようになった。

- その対価として著作権者に補償金を支払う仕組み
- 補償金の額は、教育機関に在籍する人数に応じて定額
- サンプル方式による利用報告に基づき、補償金の分配
→ 租税を徴収して再分配する制度（租税スキーム）と類似しているが、あくまで、著作権者に対する補償という構成（財産権スキーム）。
→ 大学を対象とするものが存在するのであれば、プラットフォームにも拡大できる、拡大すべきでは？

補償金分配制度の提案



補償金分配制度の提案

具体的スキーム

- ①大手プラットフォーム事業者に対するものに限定した報道出版者の実体的権利の創設（著作隣接権的なもの：著作権とは異なり排他性を持たず、利用に伴う補償金請求権のみを内容とする）
- ②一定の規模と要件をもつプラットフォーム事業者は、事業を営む以上、その規模に応じて定額の補償金を支払う義務（事業と利用とが必然的関係にあると捉える）（テレビ設置に伴うNHKの受信料みたいなもの？）。
- ③補償金を利用割合や利用の効果も踏まえた一定のルールに基づき、メディア等の著作権者に分配

租税スキームとの違い

利用と分配との直接的牽連性が維持でき、メディアの貢献度に直接対応した配分も可能（ただし、地方メディアについて傾斜的配分は検討の余地はあろう）（あくまで財産権スキーム）。

自由交渉スキームとの違い

プラットフォームとメディアとの間の直接交渉よりも透明性がある。自由な交渉に委ねた場合、プラットフォームとメディア、メディア同士の交渉力の格差は解消できない。財産権を設定するだけでは不十分。

補償金分配制度に対する課題①

法制度上の課題

1) 補償金請求権の対象となる主体をどうするか？

(報道に限定するか、一般的な出版社にも限定するか、オーストラリアのように業界ルールを守る出版者に限定した登録制にするかなど。)

2) 大手デジタル・プラットフォーム事業者をどう定義づけるか？

3) 補償金の対象となる利用行為の範囲をどうするか？

※公共の利益のための請求権の創設に伴う財産権の制限の憲法適合性については、緩やかな基準で審査されるため違憲となることはないだろう (最大判平成14年2月13日証券取引法164条事件)

補償金分配制度に対する課題②

政治的課題

- 1) 既存のニュースメディアや出版社の支持がなければ導入できない
- 2) ローカル・メディアや中小の出版社が支持しても、大手のメディアが支持しなければ実現は難しい（現実として、導入の前にデジタル・メディアプラットフォームが大手メディアに対して好条件で切り崩し、取り込みを行うということはあり得る）

※オーストラリアの場合には、報道出版者は数社の寡占状態にあり、いずれも、法案を支持したため実現した（報道出版者それ自体も寡占状態にあったからこそ成功したという皮肉



ありがとうございました